

■聖マリアンナ医科大学奨学金

資格：本学に在学中、家計の収入により授業料等学校納付金の支弁が困難で、かつ、健康、学業、人物ともに良好であると認められる者。

貸与額：月額 60,000円

貸与期間：最短修業年限(6年)以内。

返還方法：卒業後2年を経過したその翌月から貸与を受けた期間の2倍の年月の範囲内で返還する。ただし、将来、本学に一定期間継続して勤務したときは、返還を免除します。

採用人数：3名以内

■日本学生支援機構奨学金

資格：教育の機会均等を主旨として人物、学業共に優れ、学資支弁の困難な者。

| 奨学金の種類 | 貸与月額 [私立(医学部)の場合] |
|--------------|---|
| 第一種 [無利子] | 30,000円・54,000円(自宅通学)・64,000円(自宅外通学) |
| | ○上記3種類の月額から選択できます。 |
| 第二種 [有利子] | 30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円 |
| | ○上記5種類の月額から選択できます。 ○12万円を選択した場合に限り、希望により4万円の増額が認められます。 |

返還方法：日本学生支援機構規定により、月額定額返還または月額定額返還・半年定額返還併用のどちらかの方法で返還する。返還期間は最長20年以内。

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

※家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、緊急採用・応急採用奨学金の制度がありますので、学務課へ相談してください。

■神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度

将来、医師として神奈川県内の医療機関等に勤務する意思のある新入生のうち5名に対して、月額10万円の修学資金が貸与されます。この修学資金は貸与期間の1.5倍の期間を知事が指定する医療機関に勤務するなどの条件で返還が免除されます。

なお、本制度における対象者は、神奈川県出身者(大学入学の時点で「県内に1年以上居住したことがある者」または「県内の高等学校または中等教育学校を卒業した者」のいずれかに該当する者)となります。

■静岡県医学修学研修資金(聖マリアンナ医科大学特別枠)

将来、医師として静岡県内の公的医療機関等に勤務する意思のある者に、年間240万円貸与され、一定期間勤務するなどの条件で返還が免除されます。

聖マリアンナ医科大学特別枠は、静岡県内の公的医療機関に勤務する医師を効果的に確保する目的で本学に貸与枠が設けられており、一般枠に優先して貸与される制度です。